

江別商工会議所 ななかまど通信

月次支援金のお知らせ

経済産業省は2021年の4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に月次支援金を給付し、事業の継続・立て直しやそのための取組を支援します。つきましては、下記に概要を掲載しますので対象となる事業所におかれましてはご確認下さい。詳細につきましては、当支援金ホームページをご覧ください。

- 給付額 2019または2020年の基準月の売上－2021年の対象月の売上
- 給付上限額 中小法人等 - 上限20万円/月
個人事業者等 - 上限10万円/月
- 申請期間 4月分/5月分：2021年6月中下旬～8月中下旬
6月分：2021年7月1日～8月31日
- 給付対象
 - ①緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること
 - ②緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち措置の影響を受けて月間売上が2019年または2020年の同じ月と比べて50%以上減少していること
- 以下の場合には給付対象とはなりません
 - ・事業活動に季節性があるケースにおける繁忙期や農産物の出荷時期以外など、通常事業収入を得られない時期を対象月として、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響により事業収入が減少したわけでもないにも関わらず給付を申請する場合は給付対象外です。
 - ・(対象措置とは関係なく)売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により対象月の売上が減少している場合は給付対象外です。
 - ・(対象措置とは関係なく)単に営業日数が少ないことにより対象月の売上が50%以上減少している場合は給付対象外です。
 - ・売上が50%以上減少していても、または、対象措置実施都道府県に所在する事業者であっても、給付要件を満たさなければ給付対象外です。
 - ・地方公共団体から休業・時短営業の要請に伴う「協力金」※を受給した事業者は給付対象外です。

※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して措置している協力金

※詳細は当支援金ホームページにてご確認ください。

- 相談窓口 0120-211-240
03-6629-0479 (IP電話専用回線)
受付時間：8：30～19：00 (土日・祝日含む全日)

江別商工会議所では、今年も6月1日(火)～9月30日(木)までを「クールビズ」実施期間として、軽装(ノーネクタイ)で勤務させていただきますので、よろしくお願ひします。